特別支援学校卒業生に対するフォローアップのガイドライン

<基本的な考え方>

- 卒後3年間は、特別支援学校が主で就労定着支援(以下、「定着支援」という)を行う。
- 特別支援学校単独での定着支援が難しいケースにおいては、適宜、就労支援センターがフォローする。
- 卒後3年後も継続した定着支援を必要とする方は、本人の希望に基づき、特別支援学校から 就労支援センターに引き継ぐ。

1. 登録時期

・特別支援学校、就労支援センターと協議後、就労状況を確認した上で登録日を決めていく。

2. 登録に際して準備いただく書類

・準備いただく書類につきましては、登録を希望される各就労支援センターに直接お問い合わせください。 (障害者手帳の写し、雇用契約書、求人票、定着支援の経過がわかる書類等)

3. 定着支援

- ・原則、卒後3年間は特別支援学校が主で行い、必要に応じて職場訪問同行、情報共有等を行う。
- ・トラブルが発生した場合、連携しながら問題の解決、軽減に向けた支援を行う。

※定着支援の具体的な内容については「横浜市障害者就労支援センター定着支援についてのご案内」 【特別支援学校等向け】を参照

4. 相談対応

・登録の有無を問わず、学校が対応に苦慮する支援は適宜就労支援センターが相談に応じ、必要な 支援機関との関係づくりや連携した支援についてサポートする。

その他

・必要に応じて、ガイドラインの見直しを行う。

付記

このガイドラインは、平成28年2月25日から実施する。 令和5年 8月 1日 改正

【特別支援学校等の皆様】 横浜市障害者就労支援センター定着支援についてのご案内

くはじめに>

横浜市障害者就労支援センター(以下就労支援センター)では、障害のある方が、企業等で働く仲間の一員として受け入れられ、適切な信頼関係の中で日々職場でのサポートを受けながら働き続けるナチュラルサポート(企業等の上司や同僚による支援)を推奨しております。

つきましては、定着支援の引継ぎを希望する場合は、対象の方の就職期間及び現在の就労状況を踏まえて引き続き支援が必要かどうかご検討をお願いいたします。

現時点で安定して就労されている方につきましては、相談したい課題や新しいニーズが出た際にご相談をお受けいたします。

また、支援を希望する場合、就労支援センターの説明をお聞きの上、支援内容をご確認・ご理解いただきご利用ください。何卒、皆様のご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

<引継ぎの際のお願い>

- 定着支援期間の3年間の中でご本人の自立と相談する力を育ていただく支援をお願いします。
- 定着支援期間が終了したことをもって一律に引き継ぐといったことがないようお願いします。
- 定着支援引継ぎ依頼の場合は、定着支援終了の3か月前を目途にご相談をお願いします。(事前相談)
- 支援をご希望されるご本人および企業等へ、就労支援センターと学校の支援は異なることについて 事前にご説明をお願いします。
- 就労支援センターの説明、ご登録の面談には同席をお願いします。
- 引き継ぎの際は情報提供をお願いします。(学校所定の用紙で構いません)

<就労支援センターでの定着支援引継ぎ流れ>

